

## 5 投票，開票事務

### (1) 投票用紙等の送達要領

第24回参議院議員通常選挙並びに平成28年執行鹿児島県知事選挙に係る投票用紙及び投票用・証明書用封筒の受領及び保管については，次のとおり処理してください。

#### 1 取扱いについての注意事項

投票用紙等については，受領点検，保管に関して万全の対策を講じ，盗難，火災等事故のないよう特に注意してください。

#### 2 送達する投票用紙等の種別及び数量

送達する投票用紙等の種類は，次のとおりですが，送達数量については，別添送達数量表を参照してください。

##### (1) 一般投票用紙

選挙区：クリーム色用紙に黒刷り（公印刷込）（B Pコートを使用）  
比例代表：白色用紙に赤刷り（公印刷込）（B Pコートを使用）  
県知事：あさぎ色に黒刷り（公印刷込）（B Pコートを使用）

##### (2) 点字投票用紙

選挙区：クリーム色用紙に黒刷り（公印刷込）  
比例代表：白色用紙に赤刷り（公印刷込）  
県知事：あさぎ色に黒刷り（公印刷込）

##### (3) 船員不在者投票用紙

選挙区：白色用紙に黒刷り  
比例代表：白色用紙に赤刷り  
県知事：白色用紙に黒刷り

##### (4) 不在者投票用外封筒及び内封筒

選挙区：クリーム色封筒に黒刷り（外封筒のみ公印刷込）  
比例代表：白色封筒に赤刷り（外封筒のみ公印刷込）  
県知事：あさぎ色封筒に黒刷り（外封筒のみ公印刷込）

##### (5) 郵便等不在者投票外封筒及び内封筒（内封筒は不在者投票用内封筒と同じ）

選挙区：クリーム色封筒に黒刷り（外封筒のみ公印刷込）  
比例代表：白色封筒に赤刷り（外封筒のみ公印刷込）  
県知事：あさぎ色封筒に黒刷り（外封筒のみ公印刷込）

##### (6) 郵便等不在者投票（代理記載用）外封筒及び内封筒

（内封筒は不在者投票用内封筒と同じ）

選挙区：クリーム色封筒に黒刷り（外封筒のみ公印刷込）  
比例代表：白色封筒に赤刷り（外封筒のみ公印刷込）  
県知事：あさぎ色封筒に黒刷り（外封筒のみ公印刷込）

(7) 特定国外派遣組織不在者投票外封筒及び内封筒

(内封筒は不在者投票用内封筒と同じ)

選挙区：クリーム色封筒に黒刷り（外封筒のみ公印刷込）

比例代表：白色封筒に赤刷り（外封筒のみ公印刷込）

県知事：あさぎ色封筒に黒刷り（外封筒のみ公印刷込）

(8) 船員不在者投票外封筒及び内封筒

白色封筒に黒刷り

(9) 不在者投票証明書用封筒

茶色封筒に黒刷り

(10) 仮投票用封筒

選挙区：クリーム色封筒に赤刷り（公印刷込）

比例代表：白色封筒に赤刷り（公印刷込）

県知事：あさぎ色封筒に赤刷り（公印刷込）

### 3 県委員会から市町村委員会への送達

投票用紙等は、別添送達計画（以下「計画」という。）に基づいて送達します。

なお、一部の市町村選挙管理委員会（以下「市町村委員会」という。）については、輸送経路の関係で直接送達することができませんので、計画により指定された場所で受領してください。

### 4 投票用紙等の受領方法

(1) 投票用紙等の輸送にはトラック・定期船を使用しますが、いずれも県選挙管理委員会（以下「県委員会」という。）の職員が同乗していますので、当該職員から直接受領してください。

(2) 待機する職員は、現品を受領したときは、その梱包数及び表示してある数量を確認の上、**投票用紙のみ送達する陸路コースの市町村は、投票用紙仮受領証（別紙様式1-1）、投票用紙と封筒を一緒に送達する種子島・屋久島・奄美大島の航路コースは、投票用紙等仮受領証（別紙様式1-3）**を作成し、署名、押印の上、同行の県委員会の職員に提出してください。（この場合、投票用紙仮受領証及び投票用紙等仮受領証には、市町村委員会委員長公印の押印を忘れないでください。）

(3) 市町村委員会は、計画により推定される通過予定時刻に職員を待機させて受領してください。

なお、交通事情などで時間の推定が難しい場合が想定されますので、受領した市町村においては、次の受領市町村に輸送トラックが出発した旨の電話連絡等を行ってください。

**鹿児島市をスタートとする、第3コースについては、鹿児島市へ送達した後、一度県庁へ戻り、三島村以下伊佐市までの投票用紙を積み込み、再出発します。**

また、輸送路にあたらぬ市町村委員会は、計画により指定された場所での待機時間及び待機人員等について十分な配慮をしてください。

(4) 他の市町村委員会に依頼して代理受領することは認められませんので注意してください。

(5) 封筒について、陸路コースは印刷業者が輸送しますので、直接受領してください。

陸路コースの市町村への封筒輸送は、6/10(金)までに輸送しますので、受領後は速やかに投票用封筒仮受領証(別紙様式1-2)を作成し、署名押印の上、FAXにて送信後、郵送してください。(この場合、投票用封筒仮受領証には、市町村委員会委員長公印の押印を忘れないでください。)

(6) 今回の投票用紙及び投票用紙と封筒の送達については、海区漁業調整委員会委員選挙分も一緒に輸送していますので、間違いがないよう細心の注意を払ってください。

## 5 受領後の処理

- (1) 投票用紙等を受領した職員は、直ちに各市町村委員会に持ち帰ってください。  
なお、送致途中で紛失等の事故がないよう最善の配慮をしてください。
- (2) 送致を受けた投票用紙及び封筒は、直ちにその内容数量等を点検し、それぞれの点検結果を一括して直ちに投票用紙等点検結果報告書(別紙様式2)により県委員会に報告してください。
- (3) 送致を受けた投票用紙等は、金庫その他事故を防止できる施設に保管し、紛失、盗難等のないよう特に注意してください。
- (4) 投票用紙の紙質(BPコート)は、合成紙であるため、その特性上、ガラスのように平滑性が高く、水分(水、唾液、メクルなど)がつきますと投票用紙が密着しますので、絶対に水分がつかないように注意してください。  
また、保管についても、湿気の多い場所は避ける等、十分な注意・配慮をお願いします。

## 6 選挙終了後の投票用紙等保管書の提出

選挙が終了し、特使便により選挙結果を報告する際は、投票用紙等保管書(別紙様式3)を提出してください。

なお、投票用紙等の未使用分は、今回選出される参議院議員及び県知事の任期間保管してください。

## 7 事故が発生した場合の処置

保管中の投票用紙等が、万一事故により紛失・消失等した場合は、直ちに県委員会に連絡し、指示に従って処理してください。

(別紙様式1-1) 陸路コース用 (参議院・県知事・海区)

## 投票用紙仮受領証

(在外投票用紙等を除く。)

### 投票用紙

- 1 一般投票用紙 (選挙区, 比例代表, 県知事, 海区)
- 2 点字投票用紙 (選挙区, 比例代表, 県知事, 海区)
- 3 船員不在者投票用紙 (選挙区, 比例代表, 県知事, 海区)

上記物件を計\_\_\_\_\_梱包受領しました。

平成 年 月 日

市  
町 選挙管理委員会委員長 \_\_\_\_\_ 印  
村

職  
受領責任者  
氏名 \_\_\_\_\_ 印

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田 六郎 殿

(別紙様式1-2) 陸路コース用 (参議院・県知事・海区)

## 投票用封筒等仮受領証

投票用封筒 (選挙区, 比例代表, 県知事, 海区)

- 1 不在者投票用外封筒
- 2 不在者投票用内封筒
- 3 郵便等不在者投票外封筒
- 4 郵便等不在者投票内封筒
- 5 郵便等不在者投票外封筒 (代理記載用)
- 6 郵便等不在者投票内封筒 (代理記載用)
- 7 特定国外派遣組織不在者投票外封筒 ※海区は除く
- 8 特定国外派遣組織不在者投票内封筒 ※海区は除く
- 9 船員不在者投票外封筒
- 10 船員不在者投票内封筒
- 11 不在者投票証明書用封筒
- 12 仮投票用封筒

上記物件を計\_\_\_\_\_梱包受領しました。

平成 年 月 日

市  
町 選挙管理委員会委員長\_\_\_\_\_印  
村

職  
受領責任者  
氏名 \_\_\_\_\_ 印

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田 六郎 殿

## 投票用紙等仮受領証

(在外投票用紙等を除く。)

### 投票用紙

- 1 一般投票用紙 (選挙区, 比例代表, 県知事, 海区)
- 2 点字投票用紙 (選挙区, 比例代表, 県知事, 海区)
- 3 船員不在者投票用紙 (選挙区, 比例代表, 県知事, 海区)

上記物件を計\_\_\_\_\_梱包受領しました。

### 投票用封筒 (選挙区, 比例代表, 県知事, 海区)

- 1 不在者投票用外封筒
- 2 不在者投票用内封筒
- 3 郵便等不在者投票外封筒
- 4 郵便等不在者投票内封筒
- 5 郵便等不在者投票外封筒 (代理記載用)
- 6 郵便等不在者投票内封筒 (代理記載用)
- 7 特定国外派遣組織不在者投票外封筒 ※海区は除く
- 8 特定国外派遣組織不在者投票内封筒 ※海区は除く
- 9 船員不在者投票外封筒
- 10 船員不在者投票内封筒
- 11 不在者投票証明書用封筒
- 12 仮投票用封筒

上記物件を計\_\_\_\_\_梱包受領しました。

平成 年 月 日

市  
町 選挙管理委員会委員長\_\_\_\_\_印  
村

職  
受領責任者  
氏名  
印

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田 六郎 殿

(別紙様式2) (参議院・県知事)

## 投票用紙等点検結果報告書

区 分	受領予 定数 a	実際の受 領数 b	使用可能 枚数 c	過不足 (b - a) d	使用不能内訳 (b - c)	
					印刷不良	裁断不良
一般投票用紙	選挙区					
	比例代表					
	県知事					
点字投票用紙	選挙区					
	比例代表					
	県知事					
船員不在者 投票用紙	選挙区					
	比例代表					
	県知事					
不在者投票用 外封筒	選挙区					
	比例代表					
	県知事					
不在者投票用 内封筒	選挙区					
	比例代表					
	県知事					
郵便等不在者 投票外封筒	選挙区					
	比例代表					
	県知事					
郵便等不在者 投票内封筒	選挙区					
	比例代表					
	県知事					
郵便等不在者 投票外封筒 (代理記載用)	選挙区					
	比例代表					
	県知事					
郵便等不在者 投票内封筒 (代理記載用)	選挙区					
	比例代表					
	県知事					
特定国外派遣 組織不在者投票 外封筒	選挙区					
	比例代表					
	県知事					
特定国外派遣 組織不在者投票 内封筒	選挙区					
	比例代表					
	県知事					
船員不在者投票外封筒※						
船員不在者投票外封筒 (県知事)						
船員不在者投票内封筒※						

船員不在者投票内封筒 (県知事)							
不在者投票証明書用封筒※							
不在者投票証明書用封筒 (県知事)							
仮投票用封筒	選挙区						
	比例代表						
	県知事						

※参議院議員通常選挙の船員不在者投票外封筒，船員不在者投票内封筒，不在者投票証明書用封筒については，選挙区用，比例代表用として送付した枚数の合計を記入してください。

投票用紙等の点検の結果を上記のとおり報告します。

平成 年 月 日

市  
町 選挙管理委員会委員長 \_\_\_\_\_ 印  
村

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田 六郎 殿



(別紙様式3) (参議院・県知事)

## 投票用紙等保管書

区 分	受 領 数	払 出 数			残 数 保管数
		使 用 数	汚 損 数 等	計	
一般投票用紙	選 挙 区				
	比 例 代 表				
	県 知 事				
点字投票用紙	選 挙 区				
	比 例 代 表				
	県 知 事				
船員不在者 投票用紙	選 挙 区				
	比 例 代 表				
	県 知 事				
不在者投票用 外封筒	選 挙 区				
	比 例 代 表				
	県 知 事				
不在者投票用 内封筒	選 挙 区				
	比 例 代 表				
	県 知 事				
郵便等不在者 投票外封筒	選 挙 区				
	比 例 代 表				
	県 知 事				
郵便等不在者 投票内封筒	選 挙 区				
	比 例 代 表				
	県 知 事				
郵便等不在者 投票外封筒 (代理記載用)	選 挙 区				
	比 例 代 表				
	県 知 事				
郵便等不在者 投票内封筒 (代理記載用)	選 挙 区				
	比 例 代 表				
	県 知 事				
特定国外派遣 組織不在者投票 外封筒	選 挙 区				
	比 例 代 表				
	県 知 事				
特定国外派遣 組織不在者投票 内封筒	選 挙 区				
	比 例 代 表				
	県 知 事				
船員不在者投票外封筒※					
船員不在者投票外封筒 (県知事)					
船員不在者投票内封筒※					

船員不在者投票内封筒 (県知事)						
不在者投票証明書用封筒※						
不在者投票証明書用封筒 (県知事)						
仮投票用封筒	選挙区					
	比例代表					
	県知事					

※参議院議員通常選挙の船員不在者投票外封筒，船員不在者投票内封筒，不在者投票証明書用封筒については，選挙区用，比例代表用として送付した枚数の合計を記入してください。

上記のとおり投票用紙等を任期間保管します。

平成 年 月 日

市  
町 選挙管理委員会委員長 \_\_\_\_\_ 印  
村

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田 六郎 殿

## 投票用紙等送達計画（陸路）

コ ー ス	1	2	3	4
発 送 日	平成28年6月2日（木）午前8：30県庁発			
輸 送 方 法	トラック			
輸 送 経 路	日 置 市 (5) ↓ 南さつま市(4) ↓ 枕 崎 市 (3) ↓ 南九州市(4) ↓ 指 宿 市 (4)	いちき串木野市(3) 市来庁舎 ↓ 薩摩川内市(9) ↓ ◎阿久根市(2) (長島町)(2) ↓ 出 水 市 (5) ↓ さ つ ま 町 (3)	鹿児島市(50) ↓ 三 島 村 (1) ↓ 十 島 村 (1) ↓ 始 良 市 (6) ↓ 霧 島 市 (11) 隼人庁舎 ↓ 湧 水 町 (2) ↓ 伊 佐 市 (3)	垂 水 市 (2) ↓ ◎鹿屋市(9) (錦江町)(1) (南大隅町)(1) ↓ 肝 付 町 (2) ↓ 東串良町(1) ↓ 大 崎 町 (2) ↓ 志 布 志 市 (3) ↓ 曾 於 市 (4)
市 町 村 数	5 (20)	6 (24)	7 (74)	9 (25)

《注意事項》

1. ( ) 書きの市町村は、◎印の場所で待機してください。
  2. 市町村名の後の( ) 書きは、送達する投票用紙の梱包数です。
- ※ 参議院議員通常選挙に係る投票用紙等も併せて送達している。

## 投票用紙等送達計画（航路及び直接）

コース	5	6	7
発 送 日	平成28年6月2日（木）		
輸 送 方 法	定期船輸送 （奄美大島）	定期船輸送 （種子島）	定期船輸送 （屋久島）
輸 送 経 路	午後6:00～ 鹿児島新港発 ↓ 6月3日（金）名瀬港 ◎大島支庁 （奄美市）（4） （大和村）（1） （宇検村）（1） （瀬戸内町）（1） （龍郷町）（1） （喜界町）（2） ↓ ◎亀徳港 （徳之島町）（1） （天城町）（1） （伊仙町）（1） ↓ ◎和泊港 （和泊町）（1） （知名町）（1） ↓ ◎与論港 （与論町）（1）	午前8:40～ 鹿児島本港南埠頭発 ↓ 12:10着 ◎西之表港 （西之表市）（2） （中種子町）（1） （南種子町）（1）	午前8:30～ 鹿児島本港南埠頭発 ↓ 12:30着 ◎宮之浦港 （屋久島町）（2）
市 町 村 数	12(14)	3	1

《注意事項》

1. （ ）書きの市町村は、◎印の場所で待機する。
  2. 市町村名の後の（ ）書きは、送達する投票用紙の梱包数です。
- ※ 参議院議員通常選挙に係る投票用紙等も併せて送達している。

第24回参議院議員通常選挙投票用紙等送達（送達日：平成28年6月2日）

番号	区分	市町村名	投票用紙 梱包数	一般 投票用紙 (選挙区)	点 字 用 投票用紙 (選挙区)	船員不在者 投票用紙 (選挙区)	一般 投票用紙 (比例代表)	点 字 用 投票用紙 (比例代表)	船員不在者 投票用紙 (比例代表)	合計	封筒 梱包数
1	市	鹿児島市	45	440,000	1,300	30	440,000	1,300	30	882,660	18
2		鹿屋市	9	85,000	300	0	85,000	300	0	170,600	8
3		枕崎市	3	20,000	100	100	20,000	100	100	40,400	2
4		阿久根市	3	20,000	30	30	20,000	30	30	40,120	2
5		出水市	5	47,000	80	30	47,000	80	30	94,220	4
6		指宿市	4	39,000	200	200	39,000	200	200	78,800	4
7		西之表市	2	14,000	20	0	14,000	20	0	28,040	2
8		垂水市	2	14,500	30	5	14,500	30	5	29,070	2
9		薩摩川内市	9	81,000	300	50	81,000	300	50	162,700	6
10		日置市	5	44,000	100	0	44,000	100	0	88,200	5
11		曾於市	4	34,000	35	0	34,000	35	0	68,070	2
12		霧島市	11	104,000	300	0	104,000	300	0	208,600	8
13		いちき串木野市	3	26,000	50	50	26,000	50	50	52,200	2
14		南さつま市	4	34,000	120	20	34,000	120	20	68,280	3
15		志布志市	3	24,000	100	50	24,000	100	50	48,300	2
16		奄美市	4	38,000	50	30	38,000	50	30	76,160	5
17		南九州市	4	36,500	200	0	36,500	200	0	73,400	4
18		伊佐市	3	26,500	20	0	26,500	20	0	53,040	2
19		始良市	6	52,000	150	0	52,000	150	0	104,300	3
		市計	129	1,179,500	3,485	595	1,179,500	3,485	595	2,367,160	84

20	鹿児島郡	三島村	1	400	5	0	400	5	0	810	1
21		十島村	1	800	0	0	800	0	0	1,600	1
22	薩摩郡	さつま町	3	21,000	50	0	21,000	50	0	42,100	2
23	出水郡	長島町	2	10,500	10	0	10,500	10	0	21,020	1
24	始良郡	湧水町	2	10,500	40	0	10,500	40	0	21,080	2
25	曾於郡	大崎町	2	12,500	20	0	12,500	20	0	25,040	2
26	肝属郡	東串良町	1	5,500	50	0	5,500	50	0	11,100	1
27		錦江町	1	8,500	20	0	8,500	20	0	17,040	1
28		南大隅町	1	8,500	40	0	8,500	40	0	17,080	1
29		肝付町	2	16,000	60	0	16,000	60	0	32,120	2
30	熊毛郡	中種子町	1	7,000	5	0	7,000	5	0	14,010	1
31		南種子町	1	5,500	10	0	5,500	10	0	11,020	1
32		屋久島町	2	12,000	30	30	12,000	30	30	24,120	2
33	大島郡	大和村	1	1,500	5	5	1,500	5	5	3,020	1
34		宇検村	1	2,000	10	5	2,000	10	5	4,030	1
35		瀬戸内町	1	9,000	30	30	9,000	30	30	18,120	2
36		龍郷町	1	5,100	10	0	5,100	10	0	10,220	2
37		喜界町	1	6,900	10	10	6,900	10	10	13,840	2
38		徳之島町	2	10,000	5	5	10,000	5	5	20,020	2
39		天城町	1	5,600	20	0	5,600	20	0	11,240	2
40		伊仙町	1	6,300	10	0	6,300	10	0	12,620	1
41		和泊町	1	6,000	10	0	6,000	10	0	12,020	1
42		知名町	1	6,000	10	0	6,000	10	0	12,020	3
43		与論町	1	4,500	10	0	4,500	10	0	9,020	1
		町村計	32	181,600	470	85	181,600	470	85	364,310	36
		合計	161	1,361,100	3,955	680	1,361,100	3,955	680	2,731,470	120

番号	郡名	市町村名		一般 投票用紙 (選挙区)	点 字 用 投票用紙 (選挙区)	船員不在者 投票用紙 (選挙区)	一般 投票用紙 (比例代表)	点 字 用 投票用紙 (比例代表)	船員不在者 投票用紙 (比例代表)	合計	
		県作成分	162	1,363,500	4,400	850	1,363,500	4,400	850	2,737,500	124
		残数	1	2,400	445	170	2,400	445	170	6,030	4

※原則的な梱包の単位 投票用紙：20,000枚/箱、封筒1,000枚/箱